

J A 秋田厚生連 北秋田市民病院 フリースポット利用規約

フリースポット（FREESPOT・公衆無線 LAN スポットサービス）は北秋田市民病院(以下、当院)来院の方々の利便性の向上を目的に提供するサービスです。

1. 規約の遵守

- (1) 本規約は、当院及び本サービスの利用者に適用するものとします。
- (2) 本サービスの利用者は、本規約に同意したものとみなします。

2. 提供するサービス

- (1) 本サービスの利用可能場所は下記の通りです。他の患者さんのご迷惑や治療の妨げにならないよう節度を持って利用してください。
 - 2 階各外来待合エリア及び院内食堂（利用時間：6 時～21 時）
 - 3 階各外来待合エリア（利用時間：6 時～21 時）
 - 2 階から 5 階の各病室（利用時間：6 時～21 時）
- (2) 本サービスの利用料金は無料です。
- (3) 本サービスにおける無線通信規格は、Wi-Fi 認定の IEEE802.11b/g/n です。
- (4) 本サービスは患者さんやご家族、ご親戚、ご友人向けとなっています。取引業者及び職員の利用はご遠慮ください。

3. 利用者の責務

- (1) 本サービスを利用する場合は「不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）」を遵守してください。
- (2) 本サービスを利用しての、犯罪及び迷惑行為を禁止します。
- (3) 他の患者さん等の迷惑にならないよう、ご利用者が使用する通信機器の音量は適切に設定した上でご使用してください。
- (4) 本サービスを利用したインターネット上の有料サービスは利用者のご負担です。

4. 機器の使用

- (1) 本サービスへの接続に必要なパソコン、無線 LAN カード等の機器の貸し出しは行いません。
- (2) 本サービスを利用するための通信機器の設定及び操作は利用者が行うものとします。
- (3) 通信機器の種類、ソフトウェア又はブラウザ等により本サービスを利用できない場合があっても当院は責任を負いません。
- (4) 本サービスの利用に関する設定等の技術的な相談は行っていません。

5. セキュリティ対策

- (1) 本サービスへ接続した機器のセキュリティ対策は利用者で行ってください。
- (2) 本サービスはセキュリティ対策のため、通信に暗号化キーを設定しています。
- (3) 無線 LAN の適切な利用を図るため、FREESPOT 協議会にて利用者のアクセスログや MAC アドレス等は記録されています。

6. 保証の否認

- (1) サービスは、十分な通信速度を保証するものではありません。
- (2) 本サービスのセキュリティ対策は、盗聴等を完全に防ぐものではありません。

7. サービスの変更・中止・廃止

- (1) 本サービスに利用する暗号化キー等の設定は、利用者に予告無く変更することがあります。
- (2) 利用者が本規約に違反した場合は、利用を中止していただきます。
- (3) 本サービスは利用者に予告することなく中止することがあります。
- (4) 本サービスは利用者に予告することなく廃止することがあります。

8. 免責事項

- (1) 本サービスの利用によって生じたあらゆる損害（ウイルス感染、パソコン障害、通信障害等）について当院は一切責任を負いません。以上の利用規約に同意した上で、本サービスをご利用ください。

附則

この規約は令和4年4月18日から施行します。